

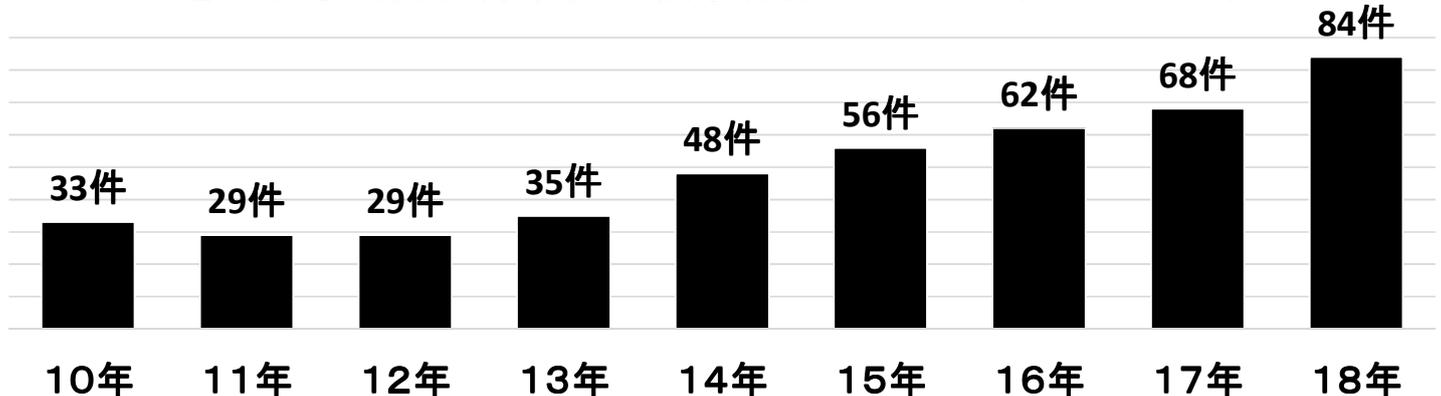


動物愛護管理法が大幅に改正

1. 日本のペットを取り巻く諸問題

- 現在、動物愛護意識の高まりもあり、動物虐待事犯の検挙者数が急増している。
利益を上げるため、劣悪な環境で多頭飼育をする悪徳業者も後を絶たない。
- こうした状況を改善するため、本年6月12日、動物愛護管理法が改正された。

増加する動物虐待事犯の検挙件数（2010年～2018年）



消費者の子犬子猫信仰がもたらす弊害

消費者：幼いことを過剰に重視、成犬や成猫には買い手や引き取り手が少ない

過剰繁殖：業者は、常に店頭の子犬や子猫を置けるよう、盛んに繁殖をさせる
その結果、母犬や母猫に大きな負担が掛かってしまう

売れ残り：業者はペットを『大量生産』するため、売れ残る動物も多くなる
そうした『不良在庫』は、加齢でさらに売れなくなり、行き場を失う

幼齢販売：ペットは、幼い内に母犬や母猫から引き離され、販売ルートに乗る
そうすると、社会性が十分に育たず、問題行動を起こしやすくなる。

2. 改正動物愛護管理法の概要

- ペットにマイクロチップを装着すると、誰が飼い主なのか速やかに特定できる。その結果、ペットを捨てる無責任な飼い主を取り締まることが可能となる。また、災害などでペットが迷子になった場合でも、飼い主の下へ戻ることができる。
- ただ、この法改正でも、業者がペットを『大量生産』する構造は変わっていない。不幸な動物を減らすためにも、受注繁殖方式への転換を急ぐ必要がある。

動物販売業者への規制強化

- ① 動物を販売できない期間を、出生後49日から56日まで延長
- ② 動物販売業者に対して、登録許可基準を厳格化
- ③ 飼育環境や施設管理、繁殖方法などの基準も厳格化

動物の適正飼養に向けた規制強化

- ① 動物虐待に対して、都道府県は立入検査を実施できる
- ② 虐待に対する罰則を、最長2年の懲役から5年へと引き上げ
悪質な事例では執行猶予が認められず、刑務所に収容される
- ③ 適正飼養が難しい業者や飼主に対して、繁殖防止を義務化

マイクロチップ装着の義務化

- ① 業者に対して、ペットへのマイクロチップ装着を義務付ける
- ② 既にペットを飼っている飼い主に対しても、装着の努力義務
- ③ マイクロチップに登録された情報を登録することを義務付ける